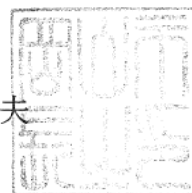


岡山市告示第 1201 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 28 年 12 月 21 日

岡山市長 大 森 雅 夫



- 1 指定する区域
北区天瀬 32 番、37 番、38 番 8 の各一部 （別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項
の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物

- 単位区画
- 敷地境界
- //// 形質変更時要届出区域



0 5 10m

【起点】

起点は岡山市北区天瀬37番の最北端とした。

【格子の回転角度(88.05度)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに88.05度回転させた角度を示す。